

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)

(株券等の保管及び振替に関する法律施行令の廃止)

第一条 株券等の保管及び振替に関する法律施行令(平成十二年政令第二百六十七号)は、廃止する。

附則

第一条 (略)

(特定発行者が知り得る事項)

第二条 改正法附則第八条第五項第八号に規定する政令で定める事項は、社債、株式等の振替に関する法律  
施行令(平成十四年政令第三百六十二号)第二十八条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第三条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者は、改

正法附則第三条第二項（改正法附則第六条第二項において準用する場合を含む。次条及び附則第五条において同じ。）の規定による通知に係る実質株主（改正法附則第二条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号。以下「旧保振法」という。）第三十条第一項に規定する実質株主をいう。次条及び附則第五条において同じ。）のうちの放送法第五十二条の八第一項に規定する外国人等が旧保振法第三十条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて改正法附則第三条第四項（改正法附則第六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に欠格事由（放送法第五十二条の八第一項に規定する欠格事由をいう。以下この項において同じ。）に該当することとなるときは、改正法附則第三条第四項の規定にかかわらず、特定外国株式（欠格事由に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができ、又は記録すること）に関する株式をいう。）については、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2 放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「第五

十二条の八第一項に規定する外国人等」とあるのは「第五十二条の二十八第一項において読み替えて適用する同法第五十二条の八第一項に規定する外国人等」と、「欠格事由（放送法第五十二条の八第一項に規定する欠格事由をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「放送法第五十二条の十三第一項第五号二」と、「（欠格事由」とあるのは「（放送法第五十二条の十三第一項第五号二」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、放送法第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社について準用する。この場合において、同項中「（第五十二条の八第一項」とあるのは「（第五十二条の三十二第一項」と、「第五十二条の八第一項に規定する外国人等」とあるのは「第五十二条の三十二第一項に規定する外国人等」と、「欠格事由（放送法第五十二条の八第一項に規定する欠格事由をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「放送法第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「（欠格事由」とあるのは「（放送法第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と読み替えるものとする。

第四条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二十条の二第一項に規定する本邦航空運送事業者及び同項に規定するその持株会社等は、改正法附則第三条第二項の規定による通知に係る実質株主のうち

の航空法第二百二十条の二第一項に規定する外国人等が旧保振法第三十条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて改正法附則第三条第四項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に航空法第四条第一項第四号に該当することとなるときは、改正法附則第三条第四項の規定にかかわらず、同号に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載し、又は記録することができ

る。

第五条 日本電信電話株式会社は、改正法附則第三条第二項の規定による通知に係る実質株主のうちの日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条第一項各号に掲げる者が旧保振法第三十条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて改正法附則第三条第四項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外国人等議決権割合（日本電信電話株式会社等に関する法律第六条第一項に規定する外国人等議決権割合をいう。以下この条において同じ。）が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録すること

ができる株式以外の株式については、改正法附則第三条第四項の規定にかかわらず、同項の規定による株  
主名簿の記載又は記録をしてはならない。

(別紙 3 - 2)